Ⅳ 復興の実現に向けて

1 情報の発信

- 県内外、さらには国外でふくしまに対して心を寄せる方々の協力を得ることができるよう、 テレビ、インターネットなど、あらゆる媒体を複合的に活用して、本県の現在の姿、復興に 向けた取組の状況等、的確な情報を国内外に発信する。
- また、被災者向けの情報発信においては、原子力災害等の長期化に伴う被災者のニーズの 変化や多様化に対応し、よりきめ細かな情報発信を行う。

2 民間団体や県民等との連携

(1) 地域住民等との協働

- ② 復興計画の推進のためには、県、市町村、企業、NPOや地域活動団体等の民間団体など、 多様な主体が役割分担しながら、協働していくことが必要である。このため、これらの主体 が情報を共有し、地域の課題を確認するとともに、復興に向けた取組について知恵を出し合 うため、各地方振興局を中心に協議の機会を設ける。
- 県民の生活に密着する取組においては、食の安全・安心の確保や子どもの健康管理を始め、 長期化する避難生活における子ども・若者や高齢者等の心のケアなど、母親や若者、高齢者 等の生活者目線からの取組の重要性が増している。このため、特に、母親や若者、高齢者等 多様な主体からの意見反映を一層推進するとともに、その主体的な活動を促進しながら、協 働を推進する仕組みや体制づくりを進める。
- 県民、行政区・町内会等、市民活動団体(NPO)、学校、企業、各種団体や行政機関など 社会を構成するあらゆる主体が、より多くの知恵と行動力を結集して、地域コミュニティの 再生に県民運動として取り組み、地域のきずなを強め、互いに支え合う良好な地域社会を形成する。

(2) 民間資金を始めとする民間の力の積極的受入と活用

○ 本県の復興を進めるためには、行政の取組や公的資金だけでは不十分であり、日本や世界の各地の様々な人々、企業、団体等の民間の資金や知恵など、民間の力を積極的に受け入れ、活用することが不可欠である。このため、こうした企業や民間団体からの各種の提案や協力を受け止めるための窓口を設置し、必要な情報提供や県や各種団体との連携のための調整を行うなどして、企業や民間団体などがそれぞれの力を発揮し、活動しやすい環境の整備に取り組む。

3 市町村との連携

- 地域ごとに状況が大きく異なる今回の災害に対応するためには、最も地域住民に近く、地域の実情を把握している市町村が主体となって、復興に取り組む体制の構築が必要である。 そのため、市町村が必要とする権限の移譲と財源の確保に努める。
- 一方、今回の災害では、役場機能を他の市町村に移すことを余儀なくされた町村を始め、 市町村の業務遂行体制は著しい打撃を受けている。このため、県は、広域自治体として、 復旧・復興業務に対応する職員を市町村に派遣するほか、全国市長会、全国町村会を通じ た全国の市町村からの職員派遣等も活用し、市町村に対する迅速かつ的確な人的支援を行 う。
- 復興計画に基づき具体的に取り組む場合、その取組が地域の実情に合い、効果的に進められるよう、市町村と連絡調整を密に行う。

4 国への要請等

- 本県の復興に関して必要な措置については、政府の復興基本方針にも盛り込まれ、平成 23年度補正予算等、国の復興関連予算にも計上されたところである。しかし、原子力災害 により土台から崩されてしまった本県の復興を進めるのは、一地方自治体の力では限界が ある。また、原子力災害については、事業者及び原子力発電を国策として進めてきた国に 全責任がある。そのため、今後とも、県はもとより、市町村を始め県内のあらゆる力を結 集し、本県の復興のために必要な取組に関して更なる予算措置や法的措置等を国に対して 求めていく。
- また、被災地の復旧・復興を強力に進めるため、国に対して、原子力発電所の立地に伴う 財源に代わる、自由度の高い新たな財源措置を求めていく。
- なお、国への要請に際しては、復興大臣及び福島県知事等を委員とする福島復興再生特別 措置法第70条第7項の規定に基づく法定協議会となった「原子力災害からの福島復興再 生協議会」等の場を積極的に活用していく。

5 復興に係る各種制度の活用

(1) 復興基金等の設置と活用

○ 国からの交付金などを活用して設置した福島県原子力災害等復興基金等、本県の復興・再生に係る基金を、復興計画を推進するための事業に活用する。なお、基金に積み立てた交付金については、使い勝手のよいものとするよう国に強く求めていく。

【 本県の復興・再生に係る主な新規設置基金 】

〔平成 24 年 12 月までの積立額 約 1 兆 77 億円〕

■県民健康管理基金⑤1,283 億円〕■除染対策基金■原子力災害等復興基金⑥4,614 億円〕■東日本大震災

〔3,310 億円〕

■東日本大震災復興交付金基金 〔301億円〕
※第4回復興交付金交付可能額通知における配分額まで含む

■原子力被害応急対策基金 〔434 億円〕 ■只見川流域豪雨災害復興基金〔20 億円〕

■災害廃棄物処理基金

〔115億円〕

(2) 復興特区制度の活用

○ 平成 23 年 12 月 7 日に成立した「東日本大震災復興特別区域法」に基づく復興特区制度は、規制・手続きの特例措置、税・財政・金融上の支援措置により、行政や民間事業者等の地域における創意工夫を生かした復興の円滑かつ迅速な推進を図るものであり、本県としても、復興計画を実現するための有効な手段として、市町村とともに積極的に復興特区制度を活用する。また、復興交付金については、本県全域で幅広く活用することができるよう制度運用の弾力化や対象事業の拡大を図るとともに、十分な交付金予算を確保するよう、国に強く求めていく。

【東日本大震災復興特別区域法の概要】

- ■震災財特法上の特定被災区域等の地方公共団体が、
 - ①規制・手続きの特例や税制上の特例等を受けるための計画(復興推進計画)
 - ②土地利用の再編に係る特例、許可・手続きの特例等を受けるための計画(復興整備計画)
 - ③復興交付金を受けるための計画(復興交付金事業計画)を策定。
- ■これらの計画の国による認定等により、規制・手続きの特例や税制上の特例等の適用、復興 交付金の交付が行われる。
- ■新たな特例の提案等について協議を行うため、国と地方の協議会を設置することができる。
- ■復興推進計画や復興整備計画の作成・実施について協議を行うため、地域における協議会を 設置することができる。

(3) 法律の活用及び制定要請

- 本県の復興のために必要な取組を進めるためには、一地方自治体の枠を超えた法的措置に よる仕組みや制度等の整備とその活用が不可欠である。
- これまでに制定された、福島復興再生特別措置法を始め、原発避難者特例法、放射性物質 汚染対処特別措置法、子ども・被災者支援法等について、本県の実情に即した具体化を求 めていくとともに、一層の活用を進める。
- また、新たに全国に避難している県民の所在を正確に把握するための仕組みや避難場所に 関する証明の仕組みづくりを行うことが急務となっており、新たに必要となる取組につい ての法的措置を引き続き国に対し求めていく。
- なお、個人情報保護法及び条例等に基づく弾力的な運用など、被災地の実態に即した適用 が行われるよう理解と協力を求めていく。

ア 福島復興再生特別措置法

- 本県は原子力災害によって、県全域にわたって甚大な被害を受け、他県に比べ、自然的・ 社会的・経済的な諸事情において、県勢全般の基礎条件が著しい地盤沈下を被る事態に直面 したことから、復興基本方針に基づき設置された「原子力災害からの福島復興再生協議会」 の場を通じて、原子力災害からの地域再生のための特別法を制定するよう、国に対して求め てきた結果、平成24年3月31日、福島復興再生特別措置法(以下、「福島特措法」という。) が施行へと至った。
- 福島特措法には、原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任が明記されたほか、期限の定めのない恒久法として、安心して暮らし、子どもを産み育てる環境の実現から、 産業再生など幅広い内容が盛り込まれた。また、同法に基づき、平成24年7月13日に、 福島復興再生基本方針が閣議決定された。
- 〇 現在、同基本方針に則して、産業復興再生計画、重点推進計画、避難解除等区域復興再生計画の策定が進んでいる。福島特措法、同基本方針に盛り込まれた施策・事業が着実に実施されるよう、市町村や経済団体等と一体となって取組を進めていく。

イ 原発避難者特例法(平成23年8月12日施行)

- 他の自治体に避難している住民に対する行政サービスの提供については、避難元自治体と 避難先自治体とが個々に地方自治法に基づく事務の委託を行うことができるが、全国各地に 避難者がいる現状で個別に対応することは困難であるため、平成23年9月より、原発避難 者特例法に基づき、いわき市・田村市・南相馬市・川俣町・広野町・楢葉町・富岡町・大熊 町・双葉町・浪江町・川内村・葛尾村・飯舘村から住民票を移さずに避難している住民は、 特例事務にかかる行政サービスを避難先自治体から受けられることとなった。
- 今後、避難の長期化に伴い住民ニーズが変化する等の状況を把握し、必要に応じ特例事務 の拡充等を検討するとともに、引き続き避難先自治体への財政措置の継続等について要請し ていく。

ウ 放射性物質汚染対処特別措置法

○ 平成 24 年 1 月 1 日に全面施行された放射性物質汚染対処特別措置法及び同法に基づく 基本方針により、健康保護の観点から必要な地域について優先的に除染が実施され、除染に 伴い発生した土壌等は、安全に収集・運搬、仮置き、処分することとされている。

県内では国による直轄除染と市町村等による除染が実施されているが、仮置場の確保や同意取得が難航するなどにより進捗に遅れが見られることから、国に対し直轄除染の着実な実行を求めるとともに、技術的支援や財政措置を求めていく。

また、地域の状況により「除染関係ガイドライン」に基づかない手法で実施する場合の協議に多くの手間と時間を要し除染が進まない大きな要因となっていることから、福島環境再生事務所が地域の実情に応じ、地元に寄り添った判断ができるよう引き続き強く要請していく。

さらに、除染以外の行為から発生した土砂等が、放射性物質汚染対処特別措置法の対象外となっており、農業水利施設堆積土や建設副産物等に高濃度汚染が確認されても処分する方策がなく県内の環境回復に支障を来していることから、放射性物質汚染対処特別措置法の適用範囲の拡充を求めていく。

エ 子ども・被災者支援法(東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律)

○ 平成 24 年 6 月 21 日、子ども・被災者支援法が成立した。この法律は、原発事故により放出された放射性物質が広く拡散していること、放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないことから、議員立法により、被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与するため、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策の基本となる事項を定めるため制定された。本法に基づく具体的な施策の内容は、政府が定める「基本方針」によって決定されることとなっている。現在進められている基本方針の策定に当たっては、本県の実情に沿ったものとなるよう働きかけを継続するとともに、同基本方針に盛り込まれる施策・事業が着実に実施されるよう、市町村や団体等とともに取組を進めていく。

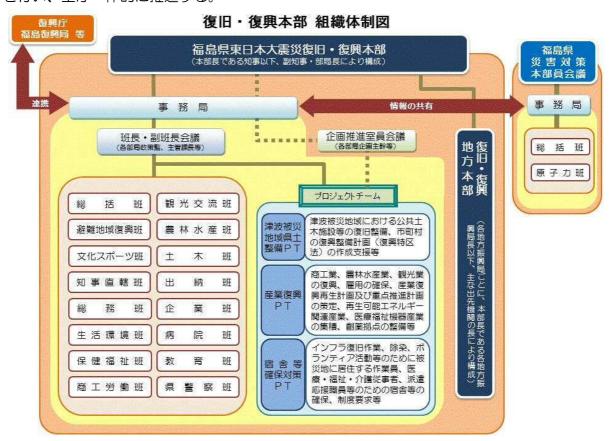
オ 原子力損害賠償に関する特別法

○ 県民が第一に望むことは、原子力発電所事故以前の生活に戻ることであり、県民が被った全損害が賠償されることが大原則である。このため、今後新たに生じることとなった損害も含め、それぞれの損害に応じた迅速かつ完全な賠償が最後まで行われるよう引き続き要求等を行うとともに、原子力損害賠償紛争審査会での審議、指針の策定状況等を見極めながら、県民に対する被害の現状、県民の立場を第一に考えた上で、損害賠償に関する特別法の制定を求めていく。

6 実効性の確保

(1) 推進体制

○ 本計画については、平成 23 年 5 月 20 日に設置された「福島県東日本大震災復旧・復興本部」(※4)において協議調整等を行い、県としての施策の整合性を確保しながら進行管理を行い、全庁一体的に推進する。



○ 避難指示区域の見直しに伴う避難地域市町村の帰還及び復興支援については、平成 24 年 4 月に新設した「避難地域復興局」において総合調整を行いながら推進する。特に密接に 関係する課室については職員を兼務するとともに、帰還支援及び生活拠点の整備に係るプロジェクトチームを設置し、庁内連携体制を強化。また、関係市町村に駐在員を配置する とともに、関係地方振興局等の職員を兼務とし、市町村とともに取組を進める。

帰還支援プロジェクトチーム

市町村と連携してインフラ復旧等を 迅速かつ着実に進め、住民や事業所等の 帰還を加速する。

(構成機関) 総務部、避難地域復興局、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、教育庁

生活拠点プロジェクトチーム

帰還を希望する長期避難者や帰還を希望しない避難者に対して、地域コミュニティに配慮した復興公営住宅の整備及び必要となる機能の整備を進めていく。

(構成機関) 総務部、避難地域復興局、企画調整部、文化スポーツ局、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、教育庁

※4 「福島県東日本大震災復旧・復興本部」は2013年3月11日から、「新生ふくしま復興推進本部」に改称。 国・市町村対応窓口の一元化、総合調整機能の強化、復興に係る取組の一元管理等、全庁一体となって 復興・再生を推進する体制を整備。

(2) 計画の進行管理

- ② 復興計画に盛り込まれた各取組が計画どおりに実施されているか、随時、進捗状況を管理 するとともに、毎年度点検を行い、有識者や県内各種団体の代表者、県内外に避難してい る方を含む県民などで構成する第三者機関による評価を受ける。
- 評価結果や社会経済状況の変化等を踏まえて、主要事業の加除・修正を図るなど、適切な 進行管理を行う。
- 評価の結果は、県民にわかりやすく公表する。

(3) 復興に向けた取組への重点的対応

○ 重点プロジェクトに盛り込んだ事業等は、重点事業と位置づけ、財源の優先的な配分など により、取組を強化する。

(4) 復興計画の柔軟な見直し

○ 今後の原子力発電所事故の収束状況、避難区域の変更や進行管理の結果等を踏まえて、復興に向けて必要な取組が行われるよう、重点プロジェクトや復興のための取組を加除・修正するなど、復興計画は、適時、柔軟に見直しを行う。